

令和2年12月25日招集

令和2年 第12回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和2年第12回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第12回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和2年12月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	6番	岡田和敏
7番	瀬野幸太郎	8番	小野博	9番	齋藤誠
10番	大類彦幸	11番	本田勝彦	12番	松田一雄
13番	秋葉いく子	14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子
16番	大内恒一	17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作
19番	工藤喜恵治				

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第17号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第54号 農用地利用集積計画について
- 第9 議第55号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	三坂智江美

1. 議 長 農業委員会会長 工 藤 喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和2年第12回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員はおりません。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員もおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

17番設楽孝宜委員、18番芦野忠作委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第11回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第17号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第55号東根農業振興地域整備計画の変更までの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和2年第12回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、5件であります。

報第17号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号73番、土地の所在：大字長瀬字大野●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、

地籍：791 m<sup>2</sup> ほか6筆。賃貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全であります。

以下、受付番号 74 番から 77 番の4申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、5件です。

議第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号 110 番、土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：5,224 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：76 a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：436 a であります。

以下、受付番号 111 番から受付番号 114 番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第52号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。7頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号 11 番、土地の所在：大字野田字上河原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：425 m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：東根市大字野田●●●●、●●●●。職業：法人役員兼農業。

転用後の主要目的：新設物置、居宅、物置、車庫、庭園、駐車場、通路他で、所要面積計が1,755.15 m<sup>2</sup>。備考として、併用地有。

農地法第4条総括表は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。

議第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号62番、土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地籍1,463㎡の内1,293.63㎡。

貸人住所氏名：東根市鷺ノ森一丁目●●●●、●●●●。職業：会社役員。

借人住所氏名：東根市大字東根甲4460番地の3 株式会社平山設備工業 代表取締役平山光男。職業：水道工事業。

転用後の主要目的：新設資材置場、事務所作業所、建設用資材庫、焼却炉、洗車場、工事用車両駐車場、従業員来客駐車場、通路他で、所要面積計が3,880.89㎡。備考として、賃借権設定、併用地有、実測面積となります。

以下、受付番号63番の申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

9頁の農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。11頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、25計画です。

議第54号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号76番、土地の所在：大字板垣新田字南条●●●●。地目、登記簿：原野、現況：樹園地、地籍：166㎡ほか1筆。売人住所氏名：東根市板垣新田中通り●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市中島東通り●●●●、●●●●。

利用目的：樹園地として利用。移転時期：令和2年12月25日。

対価、総額：10,824,000円。支払い方法：口座。支払期限：令和3年1月13日。

引き渡し時期：令和3年1月14日。買人の耕作面積は167aであります。

以下、受付番号77番から82番までの6申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

13頁の農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 235 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：3,544 m<sup>2</sup>の内 2,000 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定。利用目的：水田として利用。始期：令和 2 年 12 月 25 日、終期：令和 12 年 12 月 24 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円。10 年新規。借り人の耕作面積は、672 a であります。以下、受付番号 236 番から、16 頁の受付番号 252 番までの 17 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

16 頁の農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

議第 55 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。本件は、いわゆる農振除外に対する意見を東根市長から農業委員会に対して求められていることから提案するものであります。18 頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容。

農用地区域除外 6 件、面積 9,572.02 m<sup>2</sup>となります。

No. 1、大字野川字中向●●●●の一部。台帳地目：畑、現況地目：畑、用途区分：農地、面積：2.25 m<sup>2</sup>。所有者：●●●●。

申出者：楽天モバイル株式会社基地局設置統括部 部長 矢澤俊介。事業計画：携帯電話基地局。

以下、No. 2 から No. 6 までの 5 件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。19 頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所的位置図となります。また、20 頁から 31 頁までが、申請地毎の箇所図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件 1 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【3 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 12 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請5件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る12月16日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

受付番号110番の申請事由は、相手方の要望となります。受付番号111番、112番及び114番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号113番の申請事由は、新規就農となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、日程第11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4番、小関春男農地転用委員会委員長。

#### 【4番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を12月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請2件、東根農業振興地域整備計画の変更について6件、についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る12月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号11番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、駐車場と物置を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)の力の(イ)b」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号62番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地

となりますが、既存の敷地面積の2分の1を超えない拡張で、資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (e)」に該当。

受付番号63番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、市役所を中心とする半径500メートルから最大1キロまでの区域内宅地率が、40パーセントとなる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、集落に接続して、建築条件付き建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ) b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります。農用地区域除外の6件については、農地転用案件と同様に当番委員、及び事務局による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

#### 【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2番菅原繁治委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。



それでは、おおむね 15 分程度をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【17 番設楽孝宜委員】**

17 番設楽です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 1 件。

議第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件。

議第 54 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 6 件。

議第 55 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 51 号については、相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 53 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【6 番岡田和敏委員】**

6 番岡田です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 54 号農用地利用集積計画について、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 55 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 51 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの

意見の一致をみました。

議第 54 号については、田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【1 番吉田好春委員】**

1 番吉田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 52 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 54 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 5 件、賃貸借権設定関係 11 件。

議第 55 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 51 号については、新規就農、及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 52 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、田、及び畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。報第 17 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、2 番菅原繁治委員に申し上げます。あなたは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、

退席願います。

お諮りいたします。議第 51 号について、農地あっせん委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 51 号については、許可することに決しました。

2 番菅原繁治委員の復席を求めます。2 番菅原繁治委員に申し上げます。

ただいま、議第 51 号については原案のとおり、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 52 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 54 号農用地利用集積計画について、議第 55 号東根農業振興整備計画の変更について、以上、4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 52 号から議第 55 号について、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可相当の意見を付すること、決定すること、及び、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 52 号から議第 55 号について、許可相当の意見を付すること、決定すること、及び、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 12 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員